

拠点等の届け出※をすることで請求できる加算

※市町村に拠点等である旨を明記した運営規程等を届け出ること

サービス名称	加算名称	内容	拠点等の届出	運営規程に記載が必要な機能	加算単位数
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	緊急時対応加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	緊急時の受入れ・対応	(100) +50
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	体験利用支援加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	体験の機会・場の確保	(100) +50
短期入所	地域生活支援拠点等の届出がある	緊急時対応に関わらず、地域生活支援拠点等の届出がある場合は初日に100単位加算	必要	緊急時の受入れ・対応 体験の機会・場の確保	100
施設入所支援	体験宿泊支援加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所なら120単位加算	必要	体験の機会・場の確保	120
重度障害者 包括支援	緊急時対応加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を提供した場合に加算)	必要	緊急時の受入れ・対応	(100) +50
重度障害者 包括支援	緊急時支援加算 (I)	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算 (自立生活援助を提供した場合に加算)	必要	体験の機会・場の確保	(100) +50
自立生活援助	緊急時支援加算 (I)	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	緊急時の受入れ・対応	(100) +50
地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	体験の機会・場の確保	(100) +50
地域移行支援	体験宿泊加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	体験の機会・場の確保	(100) +50
地域定着支援	緊急時支援費 (I)	地域生活支援拠点等の届出がある事業所ならさらに50単位加算	必要	緊急時の受入れ・対応	(100) +50
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所が、利用者が緊急的に短期入所を利用する場合の調整を行った場合に700単位加算 (月4回まで) 同一事業者による地域定着支援に係る請求を行う場合は算定できない	必要	相談機能 緊急時の受入れ・対応 体験の機会・場の確保	700

拠点等の届け出※をすることで請求できる加算 ※市町村に拠点等である旨を明記した運営規程等を届け出ること

サービス名称	加算名称	内容	拠点等の届出	運営規程に記載が必要な機能	加算単位数
計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化 共同支援加算	地域生活支援拠点等の届出がある事業所の相談支援専門員が、支援が困難な対象者に対してサービス事業者3者以上の職員等と会議により情報共有をし支援を実施し、地域課題を整理して自立支援協議会に文書にて報告を行った場合に2000単位加算（月1回まで）	必要	地域の体制づくり	2000

以下は拠点等の届出を行わなくても請求できる加算

サービス名称	加算名称	内容	拠点等の届出	運営規程に記載が必要な機能	加算単位数
生活介護 <u>（障害者支援施設 が行う生活介護を 除く）</u>	重度障害者支援加算 重度障害者支援加算 （Ⅱ）	強度行動障害を有する者が入所する施設で、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、支援計画シート等を作成した場合に7単位加算 支援計画シート等に基づいた個別支援を行った場合に180単位加算	不要	-	7 180
短期入所 （福祉型）	緊急短期入所 受入加算（Ⅰ）	緊急の受け入れで加算 最大7日（やむを得ない事情がある場合は14日）	不要	-	180
短期入所 （医療型）	緊急短期入所 受入加算（Ⅱ）	緊急の受け入れで加算 最大7日（やむを得ない事情がある場合は14日）	不要	-	270

以下は拠点等の届出が算定要件の一つとなっている請求方法

サービス名称	請求名称	内容
計画相談支援 障害児相談支援	機能強化型サービス利用 支援費（機能強化型継続 サービス利用支援費）	相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて算定できる。 指定基準第19条に規定する運営規程において地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることが、算定要件の1つとなっている。